

# 1-36. 那覇市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

平成 26 年 3 月 27 日

議会事務局長決裁

改正 平成 27 年 6 月 25 日 議会事務局長決裁

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年那覇市条例第 3 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

## (閲覧の開始)

第 2 条 収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。

## (閲覧場所等)

第 3 条 収支報告書等は、議会事務局長が指定する場所で閲覧するものとする。  
2 収支報告書等を閲覧することができる日及び時間は、那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く日の、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、時間については、午後 0 時から午後 1 時までを除く。

## (閲覧の休止)

第 4 条 議長は、収支報告書等の整理その他特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

## (閲覧の手続)

第 5 条 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、別紙様式（閲覧申請書）に住所、氏名その他の必要事項を記入しなければならない。

## (閲覧者の遵守事項)

第 6 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第3条第1項の場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) 閲覧した収支報告書等は、元の場所に返却すること。
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月25日議会事務局長決裁）

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

那覇市議会政務活動費収支報告書閲覧申請書

年 月 日

那覇市議會議長 様

申請者(〒 )

住所

氏名

※法人その他の団体にあっては、主たる事務所の名称及び所在並びに代表者の氏名。

電話番号

閲覧しようとする 収支報告書	年度分
	<input type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 一部
※会派または議員名を記入してください。	
	
※注1 閲覧しようとする収支報告書の□にレをつけ てください。	
※注2 特定できるよう具体的に記入してください	